

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	農林漁業用輸入 A 重油の石油石炭税免税措置		
税 目	石油石炭税（租税特別措置法第 9 0 条の 4、租税特別措置法施行令第 4 8 条の 6）		
要 望 の 内 容	農林漁業用輸入 A 重油に係る石油石炭税免税措置の適用期限を 2 年間延長する。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	-	百万円 （ 41,400 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>農林漁業用 A 重油は、我が国の食料安定供給を支える農林漁業の主要生産資材であるため、その低廉かつ安定的な供給の確保及び我が国農林漁業者の経営安定化を図る観点から、その税負担を極力軽減することが必要である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>農林漁業は我が国の食料安定供給を支える重要な産業であるため、引き続きその経営安定化及び農林水産品の低廉かつ安定的な供給を図ることが重要であり、以下の観点を考慮し、農林漁業用 A 重油に係る石油石炭税の免税措置を延長する必要がある。</p> <p>近年、国民の食生活の多様化により、ますます重要な役割を果たしている野菜等の施設園芸においては、光熱動力コストが生産コストに占める割合が高く、特に光熱動力コストの 7 ～ 9 割を占める農林漁業用 A 重油に係るコストは、施設園芸農家の経営に大きな影響を与えている。</p> <p>我が国の漁業生産は総漁船の 9 7 % を占める動力漁船に大きく依存しており、漁船漁業支出の約 2 2 % を占める動力漁船に用いられる A 重油のコストは、零細経営体の多い我が国漁業経営に大きな影響を与えている。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	農林水産省 - 国産農畜産物の競争力の強化 - 水産業の健全な発展 経済産業省 5. エネルギー・環境政策 25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保
		政策の達成目標	農林漁業用A重油の低廉かつ安定的な供給の確保及び農林漁業者の経営の安定化を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間
		同上の期間中の達成目標	農林漁業用A重油の安価な調達を促進し、農林漁業用A重油の安定的な供給の確保及び農林漁業者の経営の安定化を図る。
		政策目標の達成状況	本税制措置により、農林漁業者が生産活動に使用するA重油を引き取る際の石油石炭税が免税され、別紙のとおりの実績及び免税額が実現された。結果として農林漁業用A重油の低廉かつ安定的な供給の確保及び農林漁業者の経営の安定化が図られている。
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	施設園芸農家約21万戸(2005年農林業センサス)、漁業者約14万人(2008年漁業センサス)が対象となる見込み。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	農林漁業用A重油はわが国施設園芸における光熱動力コストの7~9割、漁業用燃料費の約2割を占める。したがって、農林漁業者の生産コストが低減されることにより、農林漁業用A重油の安定供給及び我が国農林漁業者の経営安定化が図られ、ひいては食料安定供給の実現に資する。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	(1) 農林漁業用輸入A重油に係る関税の無税措置 (2) 農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税の還付制度
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	農林水産品分野ではマーケットの国際化等に伴って経営環境が厳しさを増しており、零細経営体が多い農林漁業者にとって、農林漁業用A重油調達に伴う燃料コストは依然として経営上の大きな負担となっている。 このため、我が国農林漁業者の経営安定化を図るためには、石油石炭税の免税措置により農林漁業者の経営負担を軽減する方法が最も適当な方法であり、補助金による補填等に比べて効率的である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>本税制措置の適用による負担軽減(減税)の状況は以下のとおり。</p> <p>免税量</p> <p>平成18年度 84千kL 平成19年度 38千kL 平成20年度 108千kL 平成21年度 108千kL(見込み) 平成22年度 108千kL(見込み)</p> <p>免税額</p> <p>平成18年度 172百万円 平成19年度 77百万円 平成20年度 220百万円 平成21年度 220百万円(見込み) 平成22年度 220百万円(見込み) (農林水産省試算)</p>
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本税制措置により、農林漁業者が生産活動に使用するA重油を引き取る際の石油石炭税が免税され、農林漁業用A重油の低廉かつ安定的な供給の確保及び農林漁業者の経営の安定化が図られている。
	前回要望時の達成目標	平成22年度において、本税の免税により農林漁業A重油の安定的な供給及び農林漁業の経営の安定化を図る。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本制度の実施により、農林漁業用A重油の低廉かつ安定的な供給が確保されるとともに、農林漁業者の経営安定化が図られた。
これまでの要望経緯	昭和53年度 本税創設(石油税3.5%(従価税)) 昭和59年度 (石油税4.7%(従価税)) 昭和63年度 (石油税2,040円/KL(従量税)) 平成15年度 (石油石炭税2,040円/KL(従量税))	